

○芦屋港ボートパーク条例

令和7年3月18日条例第11号

芦屋港ボートパーク条例

（設置）

第1条 公共の水域における秩序の維持及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するための施設として、芦屋港ボートパーク（以下、「ボートパーク」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ボートパークの名称及び位置は次のとおりとする。

- （1）名称 芦屋港ボートパーク
  - （2）位置 福岡県遠賀郡芦屋町西浜町3843-1ほか
- （施設）

第3条 ボートパークは次に掲げる施設をもって構成する。

- （1）係留施設
- （2）魚釣施設
- （3）管理事務所
- （4）駐車場
- （5）屋外トイレ
- （6）遊歩道
- （7）前各号に掲げるもののほか、ボートパークに必要な施設及び設備

（利用の区分）

第4条 係留施設の利用の区分は、次に掲げるとおりとする。

- （1）一般利用 利用の期間が1月未満の利用
- （2）専用利用 利用の期間が1月以上1年以内の利用

（利用時間及び休業日）

第5条 ボートパークの利用時間及び休業日は、規則で定める。

（利用の許可）

第6条 係留施設を利用しようとする者（以下「係留施設利用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 町長は、ボートパークの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用許可の取消し等）

第7条 町長は、ボートパークの利用者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、ボートパークの利用を拒み、若しくは停止を命じ、又は前条第1項の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2）ボートパークの施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- （5）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- （6）虚偽その他不正の方法により利用の許可を受けたとき。
- （7）前各号に掲げるもののほか、管理上特に支障があると町長が認めるとき。

（行為の禁止）

第8条 ボートパークにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）遊泳すること。
- （2）たき火、花火等火気を使用する行為をすること。
- （3）所定の場所以外の場所にごみ、空き缶その他汚物を捨てる行為をすること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、ボートパークの管理上支障があると町長が認める行為をすること。

2 前項に掲げるもののほか、魚釣施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）所定の場所以外の場所での釣り行為をすること。
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある釣り行為をすること。
- （3）めいていして釣り行為をすること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、魚釣施設の管理上支障があると町長が認める行為をすること。

（行為の制限）

第9条 ボートパークにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1）募金、物品の販売その他営業行為を行うこと。
  - （2）競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、施設の一部を独占して利用すること。
  - （3）前2号に掲げるもののほか、管理上特に支障があると町長が認める行為を行うこと。
- （使用料）

第10条 利用者は、別表第1に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を町長に納付しなければならない。

2 前条の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、別表第2に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を町長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保証金)

第13条 係留施設利用者は、保証金を町長が指定する日までに納付しなければならない。

2 保証金は、係留施設の利用を終了したとき、又は第7条の規定により町長が利用の許可を取り消したときに還付するものとする。ただし、未納の使用料又は賠償金があるときは、保証金から控除するものとする。

3 保証金の額は、別表第1に定める額の範囲内で、町長が定めるものとする。

(原状回復)

第14条 利用者及び行為者は、施設の利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用の停止を命じられ、若しくは許可を取り消されたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により、ポートパークの施設又は設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 ポートパークにおける盗難又は破損によって生じた損害、他の船舶との衝突、接触等によって生じた損害、天災地変等によって生じた損害、その他町の責によらない損害については、町はその賠償の責を負わない。

(指定管理者による管理)

第16条 ポートパークの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第17条 指定管理者の指定の手続については、芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第27号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ポートパーク利用の許可及び不許可に関する業務
  - (2) ポートパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、ポートパークの管理に関して町長が必要と認める業務
- (利用料金等)

第19条 第16条の規定により、ポートパークの管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、ポートパークの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は当該施設を第三者に利用させることができない。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定による命令に応じなかった者
- (2) 第8条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第9条の規定に違反して許可を受けずに同条各号に掲げる行為をした者
- (4) 第14条の規定に違反して原状回復をしなかった者
- (5) 前条の規定に違反した者

(読替規定)

第22条 第16条の規定により指定管理者がポートパークの管理を行う場合は、第6条から第13条第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第3項中「町長が」とあるのは「指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて」と、第10条から第12条(見出しを含む。)、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第15条第2項中「町」とあるのは「町及び指定管理者」と、別表(備考を含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。ただし、使用料に係る読替規定は、第19条の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合に限り適用があるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第10条、第13条関係)

施設	区分	使用料		保証金
		利用単位	金額	
係留施設	専用利用	船舶の長さ1メートルあたり月額	1,800円	月額使用料(左記の使用料の額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。)の12月分に相当する額
	一般利用	船舶の長さ1メートルあたり日額	450円	
駐車場	大型車	1日1回につき	1,500円	
	普通車		500円	
	原動機付自転車及び自動二輪車		100円	

## 備考

1 使用料の額の算定方法は、次に掲げる方法による。

- (1) 船舶の長さについて、1メートル未満のとき、又は1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- (2) 係留施設の専用利用において、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月未満の日数については、1月として計算する。
- (3) 係留施設の一般利用において、その期間が2時間未満であるときは、1日の使用料の額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (4) 係留施設の一般利用において、その期間が1日に満たない場合(2時間に満たない場合を除く。)又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。

2 係留施設内の電気設備又は水道設備を使用する場合は、実費に相当する額を別途徴収する。

3 普通車とは、乗車定員11名以上の大型車及び自動二輪車以外の自動車をいう。

別表第2(第10条関係)

種目	単位	期間	使用料
募金、物品の販売その他営業行為を行うもの	1件	1日	500円
競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しで100人未満の参加者が見込まれるもの			1,000円
競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しで100人以上の参加者が見込まれるもの			5,000円